

『入試過去問題活用宣言』 (入試過去問ネットワーク)



岐阜大学 理事(教学担当)・副学長
佐々木嘉三

背景 1

- 全国の大学が毎年出題する入試問題は膨大な数になる。
- 入試問題には、良問が蓄積している。
- 入試過去問は大学社会が共有すべき共通財産と考える。

- 過去問プール制は一部の国家試験で、既に採用されている。

背景 2

- 大学は、入試問題作成に相当の努力を払っている。
- 担当教員の本来の業務である教育と研究に支障が出ている。
- 過去問と類似した問題は、大学側の大きな「過ち」として報道されることがある。
- 出題者は、類似過去問の存在に神経質にならざるを得ない。

過去問活用の基本的理解

- 大学の Admission Policy を第一に考える。
(過去問の使用、過去問の選択には、Admission policyが反映される。)
- 過去問を活用することがあり得ることを公表する(入試要項、ホームページなど)。
- 使用過去問を入試後に公開すると同時に、第一次出題校に通知する。
- 過去問のそのまま利用or一部改変も認める。
- 過去問に安易に依存しない。

参加校についての基本的理解

入試過去問題活用宣言の大学

- 国立、公立、私立を問わない。
- 参加校は4年制大学とする。
- 過去問を公表(ホームページあるいは出版物の形)している大学を対象とする。

これまでの経過

- 平成17年11月：学長会議(長崎)において、黒木学長が何人かの学長に意見を聞く。
- 平成18年1月：57大学に共同提案校となるように呼びかけ文を発送。
- 3月31日：20校賛成、3校保留。
- 4月27日：23校で準備会。幹事校を決める。
- 5月26日：幹事校会議(岐阜大、お茶の水大、順天堂大、名古屋市立大)

問題点（監事校会議）

- 1) ネットワークを作るか。緩やかな集まりにするか。
- 2) 過去問プールを作成するか。既存の本、ホームページを利用するか。
- 3) 大規模大学(ex.旧帝大系)の参加は。
- 4) 著作権問題は解決できるか。

著作権問題

- 入試問題の著作権
 - 1) 作成時に別段の定めが無い時は『法人』。
著作権法 第15条
 - 2) 過去問再利用は複製にあたる。
著作権法 第36条
 - 3) 出版社の「問題集」などの利用は、著作権者の利益を不当に害することにはならない。
 - 4) 出題に著作物の引用が有る時は、引用した大学毎に許諾の処置をするべき。

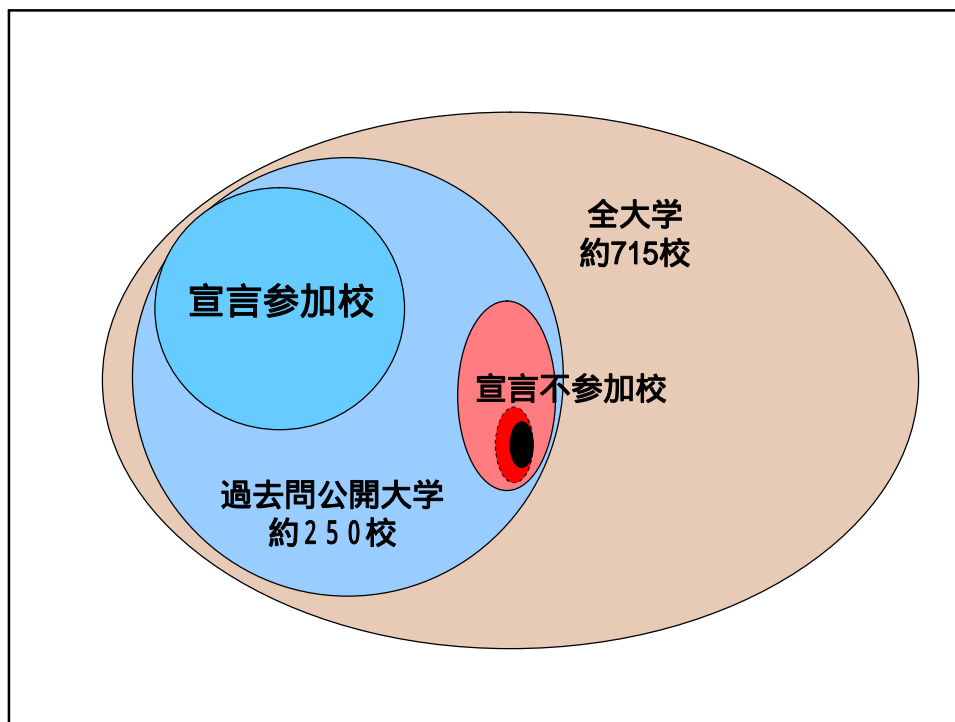
会議での方向

入試過去問題活用ネットワーク



入試過去問題活用共同宣言

- 1) 現在も、自・他大学の問題を参考にしている
- 2) 今後も、「出題委員会」の役割は重要である



入試過去問活用宣言の問題点

問題なし

- 宣言参加校は、お互いの過去問利用を認める。
- 過去問は公開したものを利用する。

問題点

- 不参加校の過去問を使用できるか。
- 不参加校に過去問利用拒否権があるか。



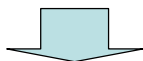
要：問題点の整理・宣言文内容の検討

「宣言」の手続き

- 平成20年度入試(平成20年2-3月実施)に向けて準備を進める。
- 監事校(岐阜大学)から共同提案校へ再提案。
- 20大学以上で共同提案(平成18年7月頃を目標)
- 参加校が50校程度に達したところで発足。
- 平成20年募集要項に記載。
- 参加校は年次拡大するよう努力する。

宣言の将来的意味

具体化への問題点整理は更に必要！！



- 1) 大学間連携(協議・連絡)を密接化
- 2) 入試問題FDの開催の可能性
- 3) 「入試の在り方」の検討へ
- 4) 良問の蓄積から高校教育の在り方へ
- 5) 大学教育の質的問題検討へ